

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p>	<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p>
<p>第1～4 (略)</p>	<p>第1～4 (略)</p>
<p>第5 事業の実施</p>	<p>第5 事業の実施</p>
<p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(7)及び(83))、<u>新型コロナウイルス感染症及び指定感染症</u></p>	<p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、<u>新型コロナウイルス感染症及び指定感染症</u></p>
<p>(1) 調査単位及び実施方法</p>	<p>(1) 調査単位及び実施方法</p>
<p>ア 診断した医師</p>	<p>ア 診断した医師</p>
<p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第2の(73)及び(83))、<u>新型コロナウイルス感染症及び指定感染症</u>を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所(地方衛生研究所を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。)に送付する。</p>	<p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、<u>新型コロナウイルス感染症及び指定感染症</u>を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所(地方衛生研究所を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。)に送付する。</p>
<p>イ～キ (略)</p>	<p>イ～キ (略)</p>
<p>2 全数把握対象の五類感染症(第2の(73)及び(83)を除く。)</p>	<p>2 全数把握対象の五類感染症</p>
<p>(1) 調査単位及び実施方法</p>	<p>(1) 調査単位及び実施方法</p>
<p>ア 診断した医師</p>	<p>ア 診断した医師</p>
<p>全数把握対象の五類感染症(第2の(73)及び(83)を除く。)の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合に</p>	<p>五類感染症(全数)の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体情報の提供の依頼を受けた場合に</p>

<p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。</p>	<p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。</p> <p><u>この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。</u></p>
---	--